

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-19
処分の種類	専用契約の取消			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第126条			
処分の概要	水産業協同組合法第24条第1項の規程による専用契約の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法 (専用契約の取消し) 第二百二十六条 行政庁は、第二十四条第一項(第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による契約の内容が、公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			